

2022年1月26日

各位

会社名 チッソ株式会社
代表者名 代表取締役社長 木庭 竜一
問合せ先 取締役総務部長 田村 秀人
TEL (03) 3243-6375

訴訟の判決確定に関するお知らせ

2020年2月27日付「訴訟の判決に関するお知らせ」にてお知らせしておりました、当社、国及び熊本県に対する損害賠償請求訴訟（控訴審）判決につきまして、控訴人は浦大良氏（以下、原告と言います。）は東京高等裁判所の判決を不服として最高裁判所への上告及び上告受理申立てを行なっておりましたが、2022年1月25日付で最高裁判所により上告棄却及び上告不受理の決定がなされ、本件訴訟の判決が確定しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 決定のあった裁判所及び年月日

- (1) 裁判所：最高裁判所
- (2) 年月日：2022年1月25日（決定書受領日：2022年1月26日）

2. 訴訟の経緯

原告は水俣病に罹患しているとして、当社、国及び熊本県に対し、2015年1月13日に東京地方裁判所へ損害賠償請求訴訟（損害賠償請求金額合計440万円）を提起しましたが、2019年5月29日に原告の請求をいずれも棄却し、訴訟費用は原告の負担とする旨の判決が言渡されました。

2019年6月7日に原告より、東京地方裁判所の判決を不服として、東京高等裁判所に控訴が提起されましたが、2020年2月27日に本件控訴を棄却する旨の判決が言い渡されました。

2020年3月5日に原告より、東京高等裁判所の判決を不服として、最高裁判所に上告及び上告受理申立が行なわれましたが、2022年1月25日に最高裁判所は上告を棄却し、上告受理申立を受理しないとの決定を下しました。

これにより、本件訴訟に関する判決が確定しましたので、お知らせするものです。

3. 決定の内容

- (1) 本件上告を棄却する。
- (2) 本件を上告審として受理しない。
- (3) 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

4. 今後の見通し

当社の業績に与える影響はないものと思われませんが、今後開示すべき事項が判明した場合には速やかにお知らせいたします。

以上